

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第二十五号

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその一の表中「徳島県立城ノ内中学校」
「徳島市北田宮二丁目」を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。